

昭島市地域福祉活動計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 昭島市地域福祉活動計画の策定について検討するため、昭島市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、昭島市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）の諮問に応じ、昭島市地域福祉活動計画の策定に関し必要な事項を調査及び検討し、その結果を答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から会長が委嘱する。

- 1) 地域福祉団体の関係者
- 2) 自治会関係者
- 3) 学識経験者
- 4) 福祉行政の職に有る者
- 5) 公募の市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による会長の諮問に係る答申を終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、委員会の議長となる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の事務局は、昭島市社会福祉協議会内に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月4日から実施する。